



デラバルグループ ビジネス行動規範

## デラバルグループ ビジネス行動規範

### 序文

デラバルグループ ビジネス行動規範は主要領域における一連の規則ならびに交渉不可能な規範を定めるものです。デラバルグループの全企業およびそれらの従業員は皆、本行動規範に定める規定を遵守しなければなりません。本行動規範はまた、私たちの行動に方向性をもたせる基準的枠組みを示し、さらにデラバルグループの特定の方針ならびに手続きをもって補完します。

本行動規範の目的のため、常勤または非常勤、あるいは、フルタイムまたはパートタイムの別を問わず、「従業員」にはあらゆる種別の従業員が該当するものとします。

デラバルグループはサプライヤー、顧客、ビジネスパートナーとの互惠関係の維持に努めており、したがって、その関係者にはデラバル行動規範に準拠した行動規範の遵守を求めています。

### 法律の遵守

デラバルグループの企業およびその従業員は、事業を運営・展開する国々および管轄において定められたすべての適用法規を遵守することが義務付けられています。

### 職場

デラバルグループの企業は資格および能力にのみ基づき、従業員の採用、雇用、昇格を行うものとし、職場での差別やハラスメント、いじめを一切容認いたしません。

デラバルグループは多様性、包摂性、機会均等、人権尊重を推進する職場環境の醸成に努めています。

デラバルグループはまた、安全で衛生的な職場環境の整備、従業員の心身の健康支援にも努めています。

デラバルグループは結社の自由の権利を認めています。

### 利害の対立

デラバルグループの従業員はテトララバルグループの利害との対立、あるいはそのリスクがある個人的および/または金銭的な行動や関係、または利害に従事してはなりません。

### 機密性と安全性

デラバルグループは規定水準の機密性を維持することを全従業員に義務付けています。特別な任務を履行する立場にある従業員は、競業避止の同意書に署名を行うことが義務付けられています。デラバルグループの従業員は、当グループが所有するあらゆる資産（知的財産権

を含む)ならびに情報(グループ企業、その取引先、および個人に関する情報を含む)に常に適切な保護を確実に講じなければなりません。

### 環境への影響

デラバルグループは、自社の運営ならびに同グループが運営するバリューチェーンによる環境への影響を管理するうえで、継続的な改善に努めています。

グループは事業全体における管理的決定、資本投資、方策、プログラム、実務遂行に環境への配慮を織り込み、現行の規則および規範に従い環境パフォーマンスを報告しています。

### 人権

デラバルグループは国連のビジネスと人権に関する指導原則を守っています。

### 財務情報および非財務情報の開示

適用法規に従い、必要な場面で、財務情報および非財務情報の開示を行っています。

デラバルグループの会計記録および補足書類は、正確に入力され、取引の本質を反映していなければなりません。

基となる資料、必要となる重要課題の評価、開示プロセスには、開示の効果的な管理と妥当性の確保が必要となります。

任意で作成される報告もすべて、係る方策および手続きに準拠していなければなりません。

### 権限

デラバルグループの従業員は、各々の職務や責任に基づく権限委譲の枠組み内で業務を遂行します。デラバルグループは、支払いなどの重大な影響があるあらゆる文書およびその他業務遂行に関して、共同承認規則に従います。

### 腐敗防止

デラバルグループの従業員および企業、ならびに当グループに代わって業務に携わるその他の者は、金銭の寄与あるいは、それと同等の影響を持つ約束といった賄賂を提供、支払い、要求または受領してはならず、またいかなる顧客またはサプライヤーにも、金銭の寄与あるいは、それと同等の影響を持つ約束といった賄賂を提供、支払い、要求または受領するように依頼してはなりません。相手方当事者がビジネス上の連絡先あるいは公的機関の代表者であろうとも、過度な接待や便宜、謝礼といった賄賂の直接的または間接的な提供、支払い、要求または受領、形式の如何を問わず価値の移転が禁じられています。

いかなる形でも、デラバルグループの従業員に賄賂の要求または賄賂が提供された場合には、賄賂を拒絶し、直ちに経営上層部に報告しなければなりません。

### コンプライアンス、監視、報告

デラバルグループは自社の事業活動および取引関係における率先的な取り組み実施に努め、本行動規範の履行における適切なデューデリジェンスを適用しています。

本行動規範に確実に遵守するため、デラバルグループは、該当する方策、手順、プロセス、ガイドラインといった一連の統制体制を整備し、守っています。

本行動規範に定められた条件が、デラバルグループの全従業員ならびに企業、そして該当する場合には外部の関係者に伝えられ、遵守されるようにすることは、経営陣の責任です。

本行動規範または補足的方針からの逸脱はすべて、直ちに経営上層部に報告されなければなりません。従業員は、懸念事項を経営陣に報告することが奨励されています。また、これには通報経路を使用して、デラバルグループ ビジネス行動規範を実際に遵守していないあるいはその疑いがあるという告発をすることができます。

従業員は、本行動規範の遵守した、または本行動規範を実際に遵守していないあるいはその疑いがあるということを報告したことにより生じる事業損失に対して懲罰が下されることはありません。